

旭川医科大学病院周産母子センター委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学病院周産母子センター委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院周産母子センター委員会規程（平成16年旭医大達第139号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 周産母子センター長(2) 周産母子センター副センター長(3) 産科婦人科長及び小児科長(4) <u>患者総合サポートセンター長</u>(5) 遠隔医療センター長(6) 4階東ナース・ステーション看護師長(7) 新生児集中治療室ナース・ステーション看護師長(8) 事務局次長（病院担当）(9) その他周産母子センター長が必要と認めた者 <p>2 前項第9号の委員は、病院長が委嘱する。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和6年5月21日から施行し、改正後の第3条第1項第4</u></p>	<p>(略)</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 周産母子センター長(2) 周産母子センター副センター長(3) 産科婦人科長及び小児科長(4) <u>地域医療連携室長</u>(5) 遠隔医療センター長(6) 4階東ナース・ステーション看護師長(7) 新生児集中治療室ナース・ステーション看護師長(8) 事務局次長（病院担当）(9) その他周産母子センター長が必要と認めた者 <p>2 前項第9号の委員は、病院長が委嘱する。</p> <p>(略)</p>

号については、令和6年4月1日から適用する。

【改正理由】

地域医療連携室の改組に伴い、所要の改正を行うものである。